

令和4年広審第4号

裁 決

貨物船Aかき養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月2日03時11分僅か前

早瀬瀬戸

2 船舶の要目

船種船名 貨物船A

総トン数 499トン

登録長 71.64メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成20年1月に進水し、最上層に操舵室を配した3層の甲板室前方の上甲板下に貨物倉1個を、同倉下方及び側方にバラストタンクを設けて二重底構造とし、1機1軸の固定ピッチプロペラ及びバウスラスタを装備した鋼材製品や鉄鋼スラグの輸送に従事する二層甲板船尾船橋型の貨物船で、操舵室前部には、中央に操舵装置、右舷側に機関遠隔操縦装置を組み込んだコンソールが設置され、同コンソール右舷側に電子海図システム（以下「電子海図」という。）及びGPSプロッター、左舷側にレーダー2台を備えていた。

(2) 本件発生当日の運航予定

a 受審人は、鉄鋼スラグを阪神港及び広島県呉港の順に寄港して揚げることとなり、阪神港で揚荷を終えたのち、備讃瀬戸を西行し、来島海峡及び早瀬瀬戸を經由して呉港に向かう予定で、船橋当直を自身、二等航海士、一等航海士の順に輪番で入直する単独の4時間3直制とし、狭水道の通航及び出入港については、自身が昇橋して操船指揮に当たることとした。

(3) 早瀬瀬戸の養殖施設の設置状況等

早瀬瀬戸は、広島県能美島、同県倉橋島間の狭い水道で、同瀬戸北部の同県柿浦漁港東方沖合に区画された免許番号区第205号（以下「205号漁区」という。）には、かき筏垂下式養殖業に用いる多数の筏が概ね全域に設置されており、205号漁区の範囲を示す光達距離約5.5キロメートルの黄色閃光を毎4秒に1回発する標識灯が同漁区の北西、北東及び南東各端に設けられていた。

(4) 航海計画等

a 受審人は、年間2回ないし3回早瀬瀬戸を通航し、205号漁

区のほか、同瀬戸両岸に沿って養殖筏が設置されていることを承知していたので、これまで同様に早瀬瀬戸を形成する岸線を表示させたGPSプロッターの画面、電子海図及び標識灯の灯光を頼りに同瀬戸の中央部を北上して養殖筏を避けることとした。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか3人が乗り組み、鉄鋼スラグ約500トンを積載し、船首3.6メートル船尾4.8メートルの喫水をもって、令和3年9月1日14時00分阪神港を発し、呉港に向かった。

a受審人は、出港操船を終え、船橋当直を二等航海士に引き継いで降橋し、以降、都度昇橋して来島海峡通航の操船指揮等に当たり、翌2日02時40分倉橋島西端の伝太郎鼻西方沖合を北上中に昇橋して二等航海士と共に同当直に就き、03時00分頃投錨に備えて同航海士を降橋させ、操舵装置後方に立ってGPSプロッター及びレーダー2台を作動し、周囲500メートルを表示させた電子海図で船位を確かめながら早瀬瀬戸南口に向けて能美島南岸沖合を東行した。

a受審人は、03時03分僅か前釣士田港釣士田防波堤灯台から269.5度（真方位、以下同じ。）935メートルの地点で、早瀬瀬戸南口に達して針路を352度に定め、13.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、同瀬戸の中央部を手動操舵により進行した。

a受審人は、早瀬大橋下方を航過し、03時07分少し前牛ゾノ立標から156度1,320メートルの地点で、船首方に認めた標識灯の灯光を一見して倉橋島沿いに設けられた養殖筏の灯光と思い、当該灯光を右方に航過すれば早瀬瀬戸の中央部を航行できると見込み、針路を346度に転じた。

a 受審人は、03時09分牛ゾノ立標から138度470メートルの地点に達したとき、205号漁区が船首方約840メートルとなっていたが、早瀬瀬戸の中央部を航行する針路に転じたものと思いい、電子海図に能美島、倉橋島両島の岸線を表示させるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、視認した灯光が205号漁区南東端に設けられた灯光であることにも、同瀬戸の中央部から西方に偏して同漁区に向首接近していることにも気付かず、転じた針路で続航した。

こうして、a 受審人は、周囲500メートルを電子海図に表示させたまま視認した灯光を右方に航過するつもりで進行中、灯光の見え方に違和感を覚え、急いで舵及び機関を操作したが、及ばず、03時11分僅か前牛ゾノ立標から018度425メートルの地点において、Aは、011度に向首し、8.8ノットの速力となったとき、205号漁区に乗り入れた。

当時、天候は雨で風力1の北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期で、視程は約900メートルであった。

a 受審人は、かき養殖筏を乗り切り、行きあしが止まったところで事後の措置に当たった。

その結果、Aは、両舷側外板に修理を要さない擦過傷を生じ、205号漁区のかき養殖筏15基が損壊するとともに養殖中のかきに被害が生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件かき養殖施設損傷は、夜間、呉港に向けて航行中、早瀬瀬戸を北上する際、船位の確認が不十分で、205号漁区に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、呉港に向けて航行中、早瀬瀬戸を北上する場合、同瀬戸の中央部を北上して養殖筏を避けることとしていたのだから、早瀬瀬戸の中央部を航行できるよう、電子海図に能美島、倉橋島両島の岸線を表示させるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方に認めた標識灯の灯光を一見して、早瀬瀬戸の中央部を航行する針路に転じたものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、視認した灯光が205号漁区南東端に設けられた灯光であることにも、同瀬戸の中央部から西方に偏して同漁区に向首接近していることにも気付かないまま進行して205号漁区に乗り入れる事態を招き、船体及びかき養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月29日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人